

## 米軍嘉手納基地所属F-15戦闘機からの部品落下事故に対する意見書

本年、8月4日午前10時30分頃、米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機から長さ約17.8センチメートル、重さ約3.6キログラムの部品（イーグルクロー）を落下させる事故が発生した。

日米合意では、米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をするところであるが、沖縄防衛局を通じ関係自治体への情報提供は、事故発生から約10時間後であった。沖縄県のみならず、関係自治体や関係機関は、速やかな情報提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず、米軍の通報や情報提供は今回も遅れた。日米合意を軽んじたばかりではなく、人的被害がなければ問題ないとの米軍の安全への認識欠如であり、到底容認できるものではない。

米軍によると、落下場所は不明だが、仮に海上に落下した場合、嘉手納基地から東南東へおよそ約96キロメートルの地点、地上の場合は、滑走路に近接する国道58号沿い付近の一带としているが、一步間違えれば、本町を含む嘉手納基地周辺住民の人命に関わる重大事故になりかねない事故であり、強い疑念と憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行い、その結果を速やかに公表させること。
- 2 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表、実施すること。
- 3 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
- 4 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県、日本政府、米国政府の三者による特別対策協議会を早期に設置すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長      参議院議長      内閣総理大臣      外務大臣      防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣      外務省特命全権大使（沖縄担当）      沖縄防衛局長